

一般国道195号改築工事に係る社会資本整備審議会公共用地分科会議事録要旨

開催日時

平成16年11月29日(月) 15:30～17:30

開催場所

国土交通省会議室

議 題

一般国道195号改築工事(徳島県阿南市橘町江ノ浦地内から同県同市同町中浦地内まで)並びにこれに伴う一般国道55号、市道一部改築工事及び市道付替工事並びにこれに伴う附帯工事の事業認定関係について

議事要旨

国土交通省四国地方整備局長から付議された一般国道195号改築工事(徳島県阿南市橘町江ノ浦地内から同県同市同町中浦地内まで)並びにこれに伴う一般国道55号、市道一部改築工事及び市道付替工事並びにこれに伴う附帯工事について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする国土交通省四国地方整備局長の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会資本整備審議会令第6条第6項及び社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。公共用地分科会における主要な意見は次のとおりであった。

- ・ 崖の崩落による災害等の危険が増すのではないかとすることを失われる利益として得られる利益と比較するのではなく、危険がある場合にはそもそも認定しないことになる。
- ・ この意見書が指摘している部分は、第三者的に見ると、崖の崩落の危険性ではなくて、公共事業に伴って、がけ地を2メートルの高さの平坦地にすれば得られる利益についての主張であり、少なくとも事業によって生命、財産が失われるところについてまでは言及する必要はない。
- ・ 意見とそれに対する認定庁の見解を記した対照表は、一般に公表されるものであるから、意見書の原文を読まないでもその内容が分かるように、記載の仕方を改めるべき。
- ・ 意見書に対する認定庁の意見の記述は、実際に実施した交通センサスに依っているとの方がいいのではないか。

- ・ 審査会として意見を述べる対象は、起業地だけであるということはそのとおりであるが、起業地を含む全体計画の代替案が複数あって、その中からこの原案が選ばれたという過程が十分合理的なものかどうかという審査は、我々の任務の範囲内にあるということではないか。
- ・ 今回のケースは代替案を含むものであるが、代替案が特に非合理的だという意見はなかったので、起業地内について判断を限定しても差し支えない。
- ・ 現時点で事案については異議はないが、申請時の用地取得率があまり低すぎるというのはひっかかる。

以 上